

# 全都道府県の「緊急事態宣言」「まん延防止措置」解除 令和3年10月1日（金）～10月14日（木） 広島県は「集中対策期間」とします

10月1日をもって、全都道府県の「緊急事態宣言」「感染症まん延防止等重点措置」は解除されましたが、段階的な制限緩和をしながら、行動制限を徐々に解除していく予定です。

## ● 広島県の状況

医療提供体制を踏まえた総合的な判断による感染状況は、9月末現在ステージⅡですが、一部の市町においては比較的高い水準にあり、継続的な感染が認められます。

※9月28日現在

直近7日間の新規感染者/人口10万人	9.21人 (東広島市 11.63人)	療養者数/人口10万人	11.53人
病床のひっ迫具合	病床使用率 9.3% 重症病床使用率 8.7%	直近7日間の感染経路不明割合	38.2%

## 広島県の対応方針

- 集中対策期間 10月1日～14日
- 集中対策重点区域 (広島市・東広島市・府中町・海田町)

## ● 県民・事業者への要請

### 【人と人との接触機会の低減】

人流の5割削減により、接触機会を8割削減

#### ① 外出機会の削減

- 日常生活上必要な買い物などを含めて外出機会と時間を合わせて半分に削減すること。特に 特 に集中対策重点区域においては、21時以降の外出はさらに削減すること。なお、通学や医療機関の受診まで制限するものではない。
- また、必要があって外出する場合においても、必ずマスクを着用したうえで、極力 家族や普段行動をとともにしている仲間と少人数で混雑している場所や時間を避けるなど、可能な限り人と人との接触を避け、距離を置く（2メートル以上）ことを心がけること。

#### ② 職場への出勤等

- 徒歩・自転車通勤、時差出勤などを促し、通勤時の人との接触を減らすこと。
- Web 会議やテレワークの活用、休暇取得の促進等により、事務所や事業所ごとの出勤者を7割削減することを目標とし実施すること。また、出勤者数削減の実施状況を公表し、取組を促進すること。
- テレワーク等出勤に代替した勤務形態がとれない方のいる事業所等では、執務室を分散させるなどによって執務室内の定員を7割削減することを目標とし実施すること。
- 集中対策対象区域においては、県民に対して 21時以降の更なる外出削減を要請することを踏まえ、事業の継続に必要な場合を除き 21時以降の勤務を抑制すること。

③ 飲食店等の利用と感染予防

- 同居する家族以外での会食等は控えること。
- 会食等を行う場合には、アクリル板等の物理的対策が適切に導入されている「広島積極ガード店」、「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」を利用すること。また、「広島コロナお知らせQR」の利用のほか、飲食店等が行う感染予防対策に協力すること。
- 別紙による営業時間の短縮要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えること。
- 路上・公園等における集団での飲酒など感染リスクが高い行動を行わないこと。
- カラオケ設備を提供する店舗においては、利用者の密を避ける、換気の確保等、感染対策の徹底を行うこと。

④ 他地域への移動の制限

- 都道府県が住民に対して不要不急の外出自粛を要請している地域又は直近7日間の10万人当たり新規陽性者数が10人以上となっている地域（感染拡大地域）との往来については、改めてその必要性を十分に検討し、慎重に判断すること。
- どうしても避けられない場合は感染防止策の徹底とともに、出発前又は到着地で検査を受けること。
- これらの地域からの来訪者と面会する機会がある場合、感染リスクを考慮した行動を行うこと。事業者においては、出張時期の変更やWeb会議への切替えの検討などを行うこと。
- 県内での移動について、集中対策重点区域との往来は、感染防止策を徹底するなど注意すること。なお、通勤・通学や医療機関の受診まで制限するものではない。

⑤ 県民の生活・経済の安定確保に不可欠な業務の継続

- 感染状況がステージⅢ若しくはⅣの状態にある場合には、県民の生活・経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者及びこれらの業務を支援する事業者においては、十分な感染防止策を講じつつ、事業の特性を踏まえ業務を継続すること。

● イベント等の開催要件

- 9月28日から30日までを周知期間とし、10月1日以降のイベントについては、「広島県におけるイベントの開催条件について」（令和3年10月1日適用）のとおり、イベントの主催者等に対して、法第24条第9項に基づき、その規模要件等に沿った開催を要請する。

設定されている場合		①5000人 ②収容定員の1/2以下 ①②の大きい方
されていない場合	歓声・声援が想定されない 観客が移動しない ※音楽会・演劇等	収容率100%まで
	歓声・声援が想定される 観客が移動する ※スポーツイベント・競馬等	収容率50%まで

※祭り、花火大会、野外フェスティバルなどについては、全国的又は広域的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難なものについては、中止を含めて慎重に検討・判断する。  
 イベントを開催する場合は、十分な人と人との間隔（1m）を設けることとし、当該間隔の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断する。

● **施設の利用制限（集中対策重点地域）**

① 飲食店に対する要請

- ・ マスクを外した状態での人との接触機会を可能な限り低減させることを目指し、**集中対策重点区域内の飲食店等に対して**、別紙のとおり営業時間の短縮等を要請する。

「広島積極ガード店ゴールド」認証店：	その他の店
<b>営業時間 5時から 21時まで</b> <b>酒類の提供 11時から 20時まで</b> <b>同一グループの同一テーブルへの入店案内は原則4人以内</b>	営業時間 5時から 20時まで 酒類の提供 11時から 19時30分まで 同一グループの同一テーブルへの入店案内は原則4人以内

※飲食を主として業としている店舗（スナックやカラオケ喫茶等）においては、カラオケ設備の利用自粛

② 大規模施設

規模	営業時間
1,000㎡超・1,000㎡未満	5時～ <b>21時</b> イベントを開催する（映画館の上映含む。）場合は、21時までの開催時間の短縮 ・施設内での飲食につながる酒類提供（利用者による酒類の持ち込みを含む。）は、11時～19時30分まで

※①・②とも入場者が密集しないよう、入場者の人数管理・人数制限等の入場者の整理を要請

【集中対策に合わせた対応】

① 感染者の早期発見と隔離

早期に感染者を捕捉し、入院病床や宿泊療養施設での適切な療養が行えるよう、次のとおり対策を行う。

- ・ 積極的疫学調査の徹底及びPCR検査の集中実施
- ・ 医療・療養体制の確保

② クラスタ対策

クラスタの芽となる感染者の早期発見と収束のため、次のとおり対策を行う。

- ・ 医療機関や高齢者施設等の従事者に対する定期的なPCR検査の実施
- ・ 「医療福祉クラスタ対応班」による施設への早期介入と感染管理指導
- ・ 学校や大学等への要請

（学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校等））

- ・ 「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」を踏まえた対応を行うこと。
- ・ とりわけ、感染リスクの高い活動（グループワーク、調理実習、接触する運動等）における、

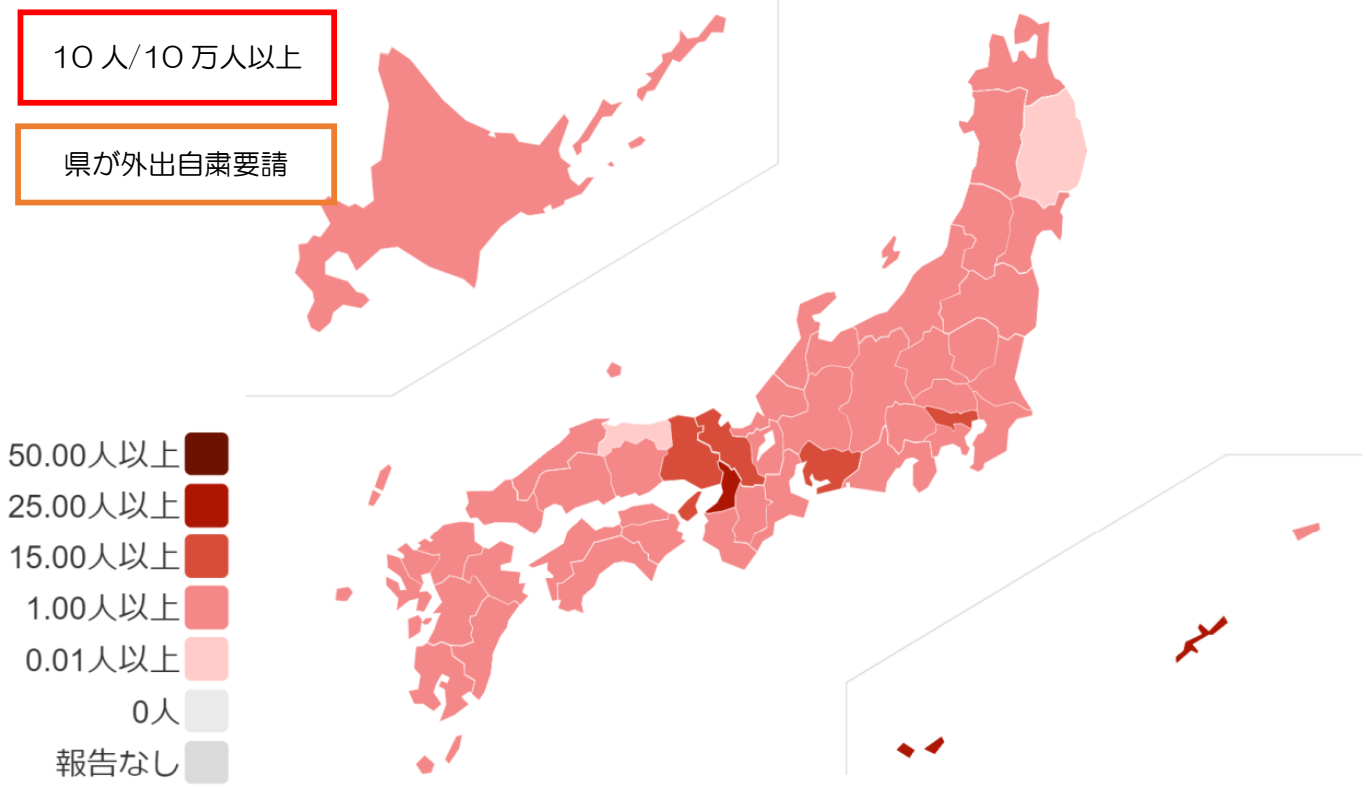
児童生徒の「接触」等についてはできるだけ避けることとし、実施する場合には一定の距離を保つなど工夫すること。

- ・学校行事について、修学旅行等、校外における活動は、行先の感染状況等を踏まえ慎重に実施の可否を検討すること。文化祭・体育祭等については感染リスクの高い活動（飲食物の提供・騎馬戦等）は感染状況等を踏まえ慎重に実施の可否を検討すること。
- ・また、昼食時には黙食を徹底し、登下校時の飲食は控えるよう指導すること。
- ・寄宿舎に居住する生徒が帰省する際には、可能な限り感染症対策を行った上で、リスクの低い活動から徐々に実施することを検討すること。
- ・分散登校や臨時休業等を実施する際にはオンライン授業を実施できるよう準備するなど、地域や学校の状況に応じた対応に留意すること。
- ・なお、小学校・中学校においても、分散登校や臨時休業等を実施する際にオンライン授業が実施できるよう、県教育委員会が支援する。  
(大学、高等専門学校等)
- ・授業に当たっては、こまめな換気・消毒、収容人数の制限、座席の間隔の確保、オンライン授業の活用等により、感染防止対策の徹底を図ること
- ・臨地実習に当たっては、実習先における感染防止対策の遵守に加え、事前のPCR検査の積極的な受検、実習前2週間及び実習期間中における感染防止対策の徹底を図ること。
- ・寮生活、クラブ・部活動や合宿など集団行動における感染防止対策の徹底を図ること。

### ③ ワクチン接種

感染症の収束を図るため、一人でも多くの方に、一日でも早くワクチン接種をしていただけるよう、有効性等に関する情報提供とともに、効果的な広報や接種機会の確保等の取組を行う。

1週間の10万人あたり感染者数



都道府県		新潟県	7.02	鳥取県	0.72
北海道	6.80	長野県	3.76	岡山県	4.55
青森県	12.92	富山県	3.45	広島県	9.24
岩手県	0.90	石川県	5.54	山口県	3.68
宮城県	6.29	福井県	9.64	徳島県	4.67
秋田県	2.69	愛知県	18.35	香川県	3.03
山形県	3.15	岐阜県	13.03	愛媛県	7.02
福島県	2.60	静岡県	7.44	高知県	6.16
東京都	17.14	三重県	7.19	福岡県	11.68
神奈川県	14.35	大阪府	29.56	佐賀県	7.24
埼玉県	14.83	兵庫県	21.61	長崎県	4.67
千葉県	13.42	京都府	15.14	熊本県	7.89
茨城県	9.34	滋賀県	11.10	大分県	10.93
栃木県	11.17	奈良県	14.59	宮崎県	3.82
群馬県	7.72	和歌山県	7.24	鹿児島県	1.69
山梨県	13.32	島根県	6.23	沖縄県	44.53

◆ 本永福社会の対応方針（10月1日～14日）※集中対策期間

① 職員の対応（全サービス共通）

● 日常の健康管理

- ・ 毎日出勤前に必ず検温し記録する。
- ・ 平熱より 1℃以上高い発熱等、体調に異常がある場合は、施設に連絡して出勤しない。
- ・ 同居の家族等に発熱、咳等がある場合は、施設に連絡して指示を仰ぐ。
- ・ 勤務中に体調が悪くなった場合も、施設に報告して、原則早退する。
- ・ 発熱等の症状がある場合には速やかに医療機関を受診し、診断の結果について施設に連絡する。
- ・ 万一、感染や濃厚接触が起こった場合に備えて、毎日の行動記録をしておく。
- ・ 職員本人または同居の家族等が「陽性」「濃厚接触者」となった場合には、「新型コロナウイルス感染症が関係者で発生した場合の標準的対応フロー」に従って行動すること。
- ・ 日常生活においても、国の示す「感染がおりやすい5つの場面」には特に注意し、「三密（密閉空間・密集場所・密接場面）」を避ける行動を意識する。
- ・ 「衛生手洗い」、「アルコールでの手指消毒」、「マスクの常時着用」を徹底する。

● 移動の制限

- ・ 海外への移動は当面禁止する。
- ・ 都道府県が住民に対して不要不急の外出自粛を要請している地域及び直近7日間の10万人当たり新規陽性者数が10人以上となっている地域（感染拡大地域）との往来は引き続き自粛する。
- ・ どうしても避けられない場合は感染防止策の徹底とともに、出発前又は到着地で検査を受けること。
- ・ その他の都道府県との往来及び県内の集中対策対象地域への移動にも感染予防対策を徹底すること。
- ・ 出勤制限等のルールについては、広島県の方針に従い、以下のとおりとする。
- ・ 判断の基準を、「直近1週間の人口10万人当たりの陽性者数」とし、データは毎週更新。

	感染拡大地域以外の都道府県	感染拡大地域
職員	勤務可 7日程度健康観察	4日間出勤停止 10日間の健康観察
同居家族等	勤務可 7日間程度健康観察	

- 上記健康観察中に、発熱等の症状がある場合は、ルールに従って医療機関を受診し、結果を報告すること。

● 会議等の開催について

- ・ カンファレンス・委員会等は実施可能。
- ・ 実施するにあたって、参加前の検温、手洗い・マスクの着用・真正面の席を避けること・座席の間隔をあけること（1m、できれば2m）・発熱等体調不良の場合は参加しない等の感染予防対策をとること。実施する場合も議題の整理・事前の資料配布等により短時間でできる工夫をすること。又は、webの利用等を検討すること

- ・ 上記の対応が困難な場合は中止を検討すること。
- ・
- 施設内研修
  - ・ **集合型研修**を行う場合、会議等と同様、参加前の検温、手洗い・マスクの着用・真正面の席を避けること・座席の間隔をあけること（1m、できれば2m）・発熱等体調不良の場合は参加しない等の感染予防対応をすること
  - ・ 上記の対応が取り難い場合は、資料配布・webの活用等の実施方法を検討すること。
  - ・ 小人数を対象とした研修（新人研修・部署ごとの研修等）に関しても、集合型の研修と同様の対策をとること。
  - ・ 少人数で行う場合にもプログラムの内容等に配慮し、三密にならないよう留意すること。
  - ・
- 外部研修・会議
  - ・ 県内及び**感染拡大地域以外の県外**で開催される研修会・会議は、主催者側で十分な対策が取られていることを確認の上、主催者の指示事項を遵守したうえで、参加可能とする。
  - ・ 参加する際には「新型コロナウイルス接触確認アプリ」(厚生労働省)や「広島コロナお知らせQR」等各都道府県で実施されているアプリを積極的に活用すること
  - ・ **感染拡大地域で開催される研修・会議**については、web参加以外は参加を自粛する。
  - ・ 県外で開催される研修・会議については、出勤制限等のルールを適用するとともに、研修・会議中、移動中の感染防止対策に努めること。
- 実習・ボランティアの受入
  - ・ 実習については、感染防止対策を取りながら、2名以内であれば受入れを認める。但し、実習生については**以下の項目についてチェックを行うとともに実習前にPCRまたは抗原検査を受けることを依頼**する。また、体調不良時の活動を禁止する。
    - ・ 本人及び同居家族等の当日の体調不良の有無
    - ・ 本人及び同居家族等の実習前2週間の体調不良の有無
    - ・ **本人及び同居家族の実習前1週間内の「感染拡大地域への移動の有無**
  - ・ ボランティアについては、施設建物内での活動については、**当面の間、受け入れ中止を継続し、集中対策期間後に改めて判断する。**
- その他
  - ・ 休憩時間、昼食時、喫煙場所、更衣室等、狭い場所で人が集まりやすい場面では特に行動に注意すること。

## ② 利用者へのサービス

### ● 特別養護老人ホーム・ショートステイ

- ・ ご利用者本人または同居の家族が**感染拡大地域を訪問した場合は**、帰ってから 4 日はサービス利用を控え、発熱等の疑わしい症状がないか、いつも以上に注意する。
- ・ サービス提供中は、定期的に換気を行うこと。
- ・ 食事・入浴・排泄介助等の日常ケアは通常通り実施。
- ・ 入浴等の待機場所についても密にならないよう配慮すること。
- ・ 食事等の場面において、真正面の席を避けること・座席の間隔をあけること（1m、できれば2m）等の対応をすること。
- ・ 職員は、サービス提供中は、常にマスクを着用すること
- ・ 必要に応じて、手袋・エプロン・ゴーグル・フェイスガード等の個人防護具を適切に使用すること。
- ・ 個人防護具の使用方法や感染症への対応方法等については、下記の動画を視聴し確認すること。
- ・ **短期入所利用者については、利用中のマスク着用をお願いし、特養入所者についても、マスク着用が可能な方は協力をお願いします。**
- ・ 職員の棟間の移動は制限なし。
- ・ クラブ・誕生会も棟ごとに実施可能。（プログラムに工夫）  
**※外部講師・家族の参加は引き続き見合わせる。（集中対策期間後に改めて判断する）**
- ・ 利用者の交差を伴わない各棟間の利用者の移動は可能（入浴・診察室での処置等・移動経路としての使用等）
- ・ **面会については、集中対策期間終了後の再開を目標に、引き続き中止。オンライン面会は継続実施**
- ・ 業者の納品等は原則玄関先まで。
- ・ 作業上必要な場合は、感染予防策を講じた上で、利用者の生活エリアでの作業は可能。
- ・ 利用者の検温・健康観察を強化。
- ・ 発熱がある場合の受診は、事前に医療機関の指示を受け、感染防護策をとって受診すること。
- ・ 斎藤先生（嘱託医）・藤中先生（協力歯科医療機関）の診療は実施。
- ・ 歯科による口腔ケアについては、棟ごとで実施。待機場所等が密にならないよう人数を制限する等配慮すること。
- ・ 訪問理美容については、感染防止対策をとった上で実施。待機場所等が密にならないよう人数を制限する等配慮すること。
- ・ 訪問マッサージについては、当分の間休止。
- ・ 「利用者及び同居の家族が検査対象となる」、「検査の結果陽性と判定される」等の事案が発生した場合は、必ず担当のケアマネージャーと連携するとともに施設に連絡して指示を受けること。
- ・ その他不明な点が生じた場合は、施設に相談し指示を仰ぐこと。

**※面会等の再開や実習・ボランティアの受入に関して「ワクチン接種証明」「検査の陰性証明」の提示を要件とするかを検討する**



## ● デイサービス

- ・ 送迎・食事・入浴・排泄介助等の日常ケアは通常通り実施。
- ・ サービス提供中は、定期的に換気を行うこと。
- ・ **ご利用者本人または同居の家族が感染拡大地域を訪問した場合は、帰ってから 4 日はサービス利用を控え、発熱等の疑わしい症状がないか、いつも以上に注意する。**
- ・ サービス利用前に発熱等の健康状態を確認し、利用者に発熱等体調に異常があれば、サービスを利用しない。
- ・ 利用者と同居の家族等に発熱、咳等がある場合は、施設に連絡して指示を仰ぐ。
- ・ 利用者に発熱等がある場合は、担当ケアマネに必ず連絡する。
- ・ アクティビティ・機能訓練も通常通り実施(プログラムに工夫)。
- ・ 着席時、真正面の席を避けること・座席の間隔をあけること(1m、できれば 2m)等の対応をすること。
- ・ 送迎中も車両の窓を一部開ける等換気に努めること。
- ・ サービス終了後は車両・車椅子等の消毒を行う。
- ・ 利用者へのサービス提供中は、常にマスクを着用すること。
- ・ 利用者に対しても、サービス利用中のマスク着用を勧奨すること
- ・ 必要に応じて、手袋・エプロン・ゴーグル・フェイスガード等の个人防护具を適切に使用すること。
- ・ 「利用者及び同居の家族が検査対象となる」、「検査の結果陽性と判定される」等の事案が発生した場合は、必ず担当のケアマネージャーと連携するとともに施設に連絡して指示を受けること。
- ・ その他不明な点が生じた場合は、施設に相談し指示を仰ぐ。

## ● ホームヘルプサービス

- ・ サービスは通常どおり提供。
- ・ サービス提供中は利用者宅の換気に努めること。
- ・ **ご利用者本人または同居の家族が感染拡大地域を訪問した場合は、帰ってから 4 日はサービス利用を控え、発熱等の疑わしい症状がないか、いつも以上に注意する。**
- ・ サービス利用前に発熱等の健康状態を確認し、利用者が発熱等体調に異常があれば、サービスを利用しない。
- ・ 同居の家族等に発熱、咳等がある場合は、施設に連絡して指示を仰ぐ。
- ・ 利用者の発熱等がある場合は、担当ケアマネに必ず連絡する。
- ・ 利用者へのサービス提供中は常にマスクを着用すること。
- ・ 必要に応じて、手袋・エプロン・ゴーグル・フェイスガード等の个人防护具を適切に使用すること。
- ・ 「利用者及び同居の家族が検査対象となる」、「検査の結果陽性と判定される」等の事案が発生した場合は、必ず担当のケアマネージャーと連携するとともに施設に連絡して指示を受けること。
- ・ その他不明な点が生じた場合は、施設に相談し指示を仰ぐ。
- ・
- ・

- 居宅介護支援事業

- ・ ご利用者本人または同居の家族が感染拡大地域を訪問した場合は、帰ってから4日は原則サービス利用を控え、発熱等の疑わしい症状がないか、いつも以上に注意するよう利用者に周知すること。
- ・ 必要に応じて居宅を訪問することは可能。
- ・ 訪問中は利用者宅の換気に努めること。
- ・ 訪問する場合は、訪問時のマスク着用、訪問前後の手洗い・手指消毒を徹底する。
- ・ 使用した車両は使用後に消毒を行うこと。
- ・ サービス担当者会議は開催可能であるが、web会議等代替手段も検討すること。
- ・ 事業者等との面談は、三密にならないよう配慮すること。
- ・ 利用者及び同居の家族に関する、感染（疑い含む）・濃厚接触の情報を把握した場合は、東広島市の定めるルールに従い、関係機関と適切な情報共有を図ること。
- ・ 外来者のマスク着用・手洗いの依頼を徹底すること
- ・ 他者と接する場合は常にマスクを着用すること
- ・ 必要に応じて、手袋・エプロン・ゴーグル・フェイスガード等の個人防護具を適切に使用すること。
- ・ その他不明な点が生じた場合は、施設に相談し指示を仰ぐ

令和3年10月1日

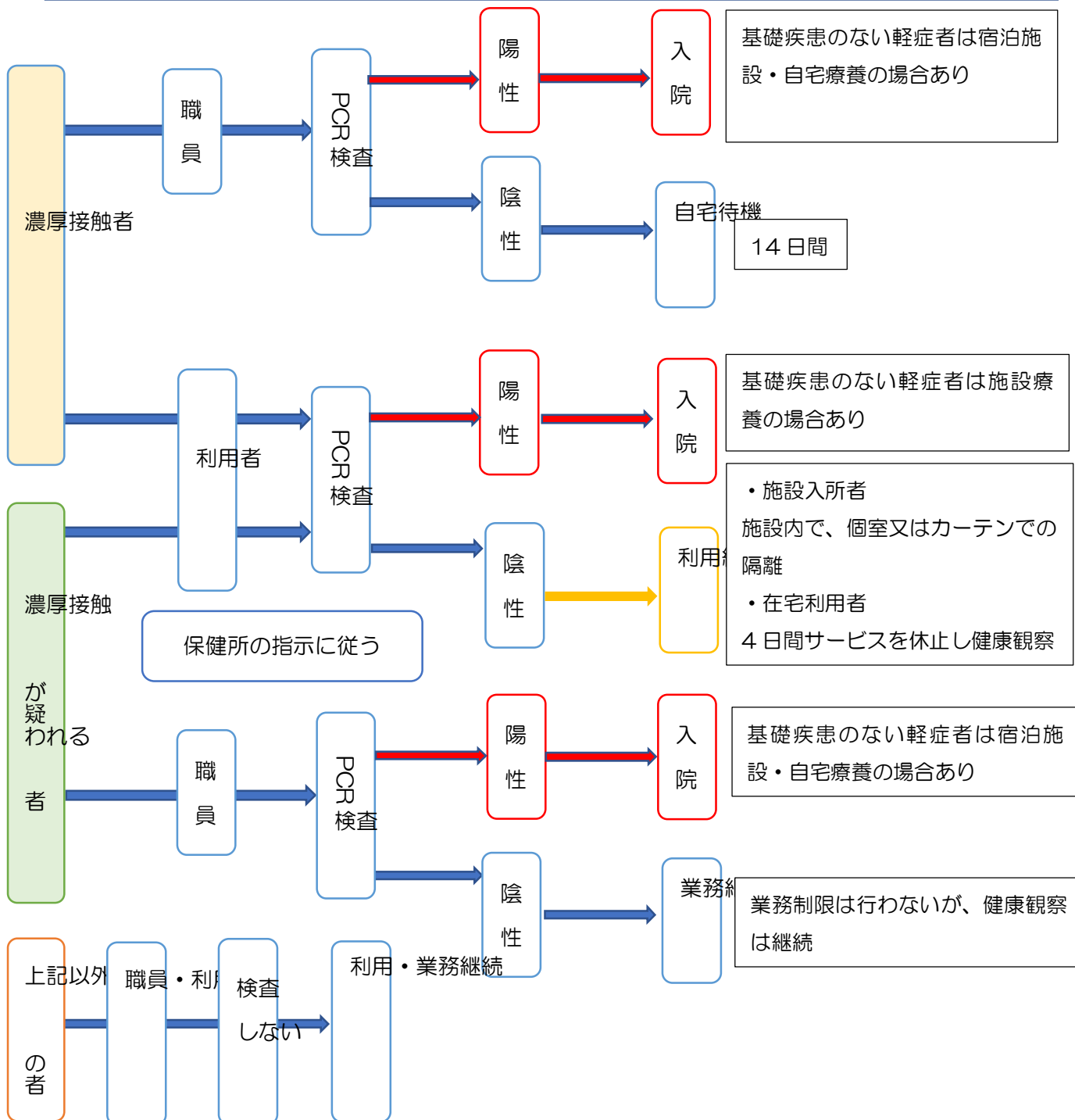
社会福祉法人本永福祉会

「新型コロナウイルス感染症が関係者で発生した場合の標準的対応フロー」

**濃厚接触者**

新型コロナウイルス感染症を疑う症状を呈した2日前から隔離開始までの期間

- ・ 同室者又は手で触れることのできる距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策無しで、患者と15分以上の接触があった者
- ・ 適切な感染防護無しに患者を診察、看護もしくは介護していた者
- ・ 患者の気道分泌物もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者



**濃厚接触が疑われる者**

新型コロナウイルス感染症を疑う症状を呈した2日前から隔離開始までの期間

手で触れることのできる距離で、感染予防策をとって、患者と15分以上の接触があった者

感染防護策をとって患者を診察、看護もしくは介護していた者

# 新型コロナウイルス感染情報連携フロー図②

別紙 1-2

PCR検査② 【通所・訪問系】 感染の疑いのある者（濃厚接触者でなく体調不良等）

